

冤罪・布川国賠ニュース

第12号 2014.11.27

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

検察・警察は、すべての証拠を提出せよ! 裁判所は、冤罪・布川事件を厳正に断罪せよ!

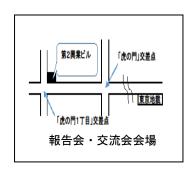
布川国賠口頭弁論 12/17(水) 11:00~ 103号法廷

11:00~ 第8回口頭弁論(東京地裁103号法廷)

12:00~ 記者会見兼報告集会

(第2興業ビル3階 「虎の門1丁目」交差点(1階東京カップ))

13:00~15:00 支援する会・弁護団交流会 (場所/報告会会場 参加費/3000円)



10/1 第 6 回裁判所要請報告

証拠開示を求める要請書を提出

支援する会は 11 時から、12 名で 6 回目の裁判所 要請を行い、証拠開示を重ねて要請する要請書を提 出しました。

茨城をはじめ、大阪、福島など遠方から、また、 足利事件の菅家利和さんも参加して、口々に冤罪布 川事件の真相が明らかになることを求めました。 要請のあと、桜井さんも参加して地裁前宣伝を 行いました。



裁判所要請に参加された皆さん

国賠裁判報告 10/1 第7回口頭弁論

証拠の目録について

文書送付嘱託申立てを却下

石栗正子裁判長は、弁護団が提出していた「送致 書とこれに添付された目録類」についての文書送付 嘱託申立てを却下しました。

これらは、提出されれば、隠していた証拠が明らかになり、検察官がそれを知った時期も明らかになることから、国や県の責任を明らかにするうえで、重要であるとして弁護団が申し立てていたものです。これを「必要ない」と却下した裁判所の考えは理解ができません。

しかし、文書送付嘱託申立て却下については、文書提出命令と異なり、異議申立の制度がないとのことです。

弁護団は他にも1現場指紋採取報告書、2ポリグラフの記録紙、3脱出についての検証調書・捜査報告書など特に重要だと思われる証拠についての文書送付嘱託を申し立てています。これらについてはぜひ裁判所に認めていただきたいものです。

弁護団 再反論の書面提出

弁護団の捜査・起訴・公判活動の違法を主張する 書面に対する国と県の反論は、自らの主張に都合の よい部分だけ取り上げた、あるいは事実に即さない 一般論を述べての反論が多かったとのことですが、 弁護団は繰り返し、さらに詳細に、再反論する書面 を提出しました。

報告集会で、谷萩陽一弁護団長は、「次の段階に 進めたいし、進める段階に来ている」と述べました。

【提出された書面】

1 再審請求審決定・再審判決を引用して、虚偽 供述の形成過程を詳細に分析する書面

~膨大な供述証拠群の多岐にわたる変遷・食い 違いは、捜査官の違法な誘導・強要によるもの~ 布川事件は、自白と目撃証言だけを根拠として有 罪判決が下されましたが、数多くの異なる内容の自 白・目撃証言が存在します。

国や県はこの点について、変遷自体を矮小化し、 記憶違いや自己保身などの理由を挙げ、他の証拠と の食い違いを調整することは一般的なことだと反 論しました。

しかし、布川事件の場合、変遷が犯行過程のあらゆる場面で、またあらゆる供述者に存在していて、しかもそれぞれが無原則に変遷しており、その量の多さ・多様性は記憶違いや自己保身などの理由づけでは到底説明できない規模になっていて、そのこと自体、虚偽の供述証拠を捜査機関が誘導して違法に作り上げたことの証拠であると、具体的詳細に検討し、述べています。

そして、このような取り調べはそもそもそれ自体 違法な捜査であるし、出来上がった供述証拠を根拠 に起訴したことは違法であり、さらにこれらの証拠 で確定判決を得るために偽証までした公判活動も 違法であると主張しました。

2 別件逮捕勾留での取調べの違法性を明らかに する書面

〜開示されている証拠等から、取調べを日ごとに 詳細に検討〜

布川事件では、桜井さんは窃盗罪で逮捕され、強 盗殺人の取り調べを受けました。

検察・警察は、窃盗の取調べをしながら強盗についても取調べたもので、違法ではないとしました。しかし、この書面は、これまでに開示された捜査報告書・調書・上告趣意書・櫻井さんの日記などから事実を詳細に検討して、桜井さんが、当初強盗殺人についての嫌疑があったわけではなく、本件とは全く関係のない窃盗罪で逮捕されたあと、窃盗での取調べは最初の2日間の1,2時間だけで、あとはもっぱら強盗殺人の取調べだったことを明らかにしました。

また、今回新たに、桜井さんが警察の留置場に逆

送され、その後、吉田検事に再自白をした 12 月 19 日の前日 18 日、検察官が余罪の窃盗事件の 12 月 22 日に決まっていた初公判を延期申請したことを指摘し、これにより桜井さんが窃盗罪の国選弁護人からアドバイスを受ける機会を奪われ、再自白することにつながったという主張をしました。国選弁護人が選任されたのは翌年1月15日だったとのことです。

「勝つのは当然だけど」 櫻井昌司

再審に勝つのは駱駝を針の穴に通すくらいに難 しいと言われますし、国賠裁判に勝つことも、また 同じように難しいと言われますが、私は勝利を確信 しています。

警察官の公判での偽証は、今さら言い訳は出来ないですし、「自白テープ」に関する偽造や隠匿での責任は逃れられないはずです。ただ検察官の起訴行為や公判遂行での責任立証は、なかなか難しいと思ってましたが、弁護団が提出した第11準備書面を読んで、この部分での勝利も確信しました。

私たちは、有元検事によって「処分保留、釈放」となりました。そして、警察に身柄が逆送致され、再び「自白」させられて起訴になったのですが、11月13日に処分保留となった後、警察が手にした証拠は、総てが無罪方向の証拠ばかりだったのです。「便所の窓の桟から発見された警察官の指紋」、「毛髪鑑定で私たちと合わない鑑定結果」、「利根町から東京・野方駅に逃げ帰る時間の調査により、アリバイ成立となる結果」など、科学的な捜査結果は、総てが無罪方向でした。なのに、有元検事に変わった

11/12 進行協議

弁護団がさらに反論の書面を追加 ペアリバイ捜査をしなかったのは違法な捜査であり、違法な起訴である~

11月12日進行協議の前に、弁護団はさらに、警察検察が、桜井さんが逮捕当初から主張していたアリバイについて、全く捜査しなかったことの違法性を中心に捜査・起訴の違法を主張する書面を提出しました。

国と県はさらに再反論の主張をする予定であり、 弁護団も更なる反論を準備しているとのことです。

吉田検事は、我々の主張したアリバイ捜査を行わないで、ひたすらに「自白の矛盾」を解消するだけで強引に起訴をした、ゆえに捜査怠慢の違法である、と弁護団は鋭く主張してくれました。

あのとき杉山は兄のアパートで丸井の集金人に 会ってます。月賦を払わないで逃げる兄に困り、泣 きそうな顔をしたらしい集金人を調べていれば、事 件の夜、杉山は野方にいて利根町には帰れなかった ことが証明されたのです。私がバーです飲んだ後、 友人2人に電話をしてますが、電話記録を調査すれ ばアリバイは明確になったのです。それらを行わな い検察官の責任は逃れられない!!

この準備書面を読んで胸がスッキリしました。

このところ、「歌手」としての出番が増えて来まして、12月5日にはエフエム西東京から「シンガーソングライターと出演」の要請があって録音に行きます。翌日は、国分寺市で小室等バンドと一緒に唄います。勝つのは当然!その上に「歌手として冤罪の問題性を語る機会を得たい」私の願いも、また果たせるかも知れないと思い始めてます。

◆販売書籍のご紹介◆

○ CD「想いうた」 歌 桜井昌司

1,000 円

○ CD ブック「壁のうた」高文研刊

2,000 円

○ 「舵のない船」伊佐千尋著文芸春秋刊

1,000 円

○ 冤罪布川事件活動記録

「継続は力 心つないで 活動の記録 1976~2012」

1.000 円

※送料 いずれも 100円

【お申し込み先】下記の支援する会まで

◆桜井さんが change. org 上で始めた「取調べの全過程可視化と全証拠開示で冤罪を無くそう!」のキャンペーン署名にご協力ください!!

9月18日法務大臣に提出。次の通常国会で 国会に提出予定。

アドレス: http://www.change.org/stop-enzai

署名数 ★20.341 名 (11 月 15 日現在)

※画面上で、名前・アドレス記入の上、「賛同」を click!



9月18日法務省職員に署名を手渡す桜井さん

◆署名をありがとうございます 署名数 総計 6, 9 4 1 筆!

(11月15日現在)

救援会大阪府本部 45 救援会会津支部 94 兵庫県 25 南紀代子 35 石川一夫 10 水戸 翔合同法律事務所 242 救援会兵庫県本部 41 北九州総支部 5 東京 20 救援会福岡県本部 49 (敬称略)

日程経過

9月18日(木)法制審要請(法制審が司法制度改革案を法務大臣へ答申した日)

桜井さん法務大臣宛「取調べの全過程 可視化・全証拠開示署名」を提出

9月23日(火・祝)13:30~

「袴田事件は終わっていない! 9・23 再審無罪を勝ち取る全国集会」 文京区民センター3A

10月1日(水)布川国賠第7回口頭弁論 第6回裁判所要請

10月12日(日)ショージが語る

布川事件、えん罪、取調べの可視化~水戸

10月31日(金)冤罪を生まない刑事司法制度について考えるシンポジウム(九州弁護士会)

11月27日(木)ニュース発送・事務局会議 学習会「布川事件の証拠開示」

講師 上野格弁護士

当面の行動予定

11月30日~12月1日

再審えん罪事件全国連絡会総会(大阪) 12月17日(水)11:00~布川国賠第8回口頭弁論 ※時間が変わります。

3月11日(水)11:00~布川国賠第9回口頭弁論

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 505 号室 Tel. 03-6278-9796 Fax.03-6278-9798 E-mail:kwntp153@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏